

## ○大淀町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、住民生活の安全を図るため、駆除業者に委託して行うスズメバチの営巣を駆除する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、大淀町補助金等交付規則（平成25年大淀町規則第6号）の定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科スズメバチ亜科に属する昆虫をいう。
- (2) 駆除業者 スズメバチの営巣の駆除を業とする者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内においてスズメバチの営巣している建物又は土地の所有者、使用者又は管理者で法人でない者。
- (2) 駆除業者により、スズメバチの営巣を駆除した者。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、駆除業者に委託して行ったスズメバチの営巣の駆除に要した経費(駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。)とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その額が7,000円を超えるときは、7,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、スズメバチの営巣の駆除前に大淀町スズメバチ駆除費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に申請するものとする。

2 前項の申請をした者は、駆除後に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除費用の明細が記載された領収書の写し
- (2) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (3) 駆除前及び駆除後の写真各1枚(営巣が分るものに限る。)。ただし、屋内にある営巣などで、駆除前の写真撮影が困難なときは、この限りでない。
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 第1項に規定する交付申請は、駆除したスズメバチの営巣一個当たり一申請とし、複数のスズメバチ等の営巣の駆除を行った場合、駆除した営巣の個数分の申請を行うことができる。

### (補助金の交付申請の受付停止)

第7条 町長は、補助金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該補助金の申請に係る補助金の金額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができ

る。

(補助金の交付の決定等)

第8条 町長は、第6条の規定により申請のあった補助金交付申請書及び同条第2項の添付書類を審査し、補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、大淀町スズメバチ駆除費補助金交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、大淀町スズメバチ駆除費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 町長は前条の規定により請求書の提出があった場合は、請求日から起算して30日以内に請求者の指定する口座へ振り込むものとする。

(手続代行者)

第11条 補助金の交付申請を行う者は、第6条に規定する申請及び第10条に規定する請求その他の手続について、駆除業者に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受けた駆除業者(以下「手続代行者」という。)は依頼された手続を誠意をもって実施しなければならない。この場合において、手続代行者は、本手続の代行を通じ補助金交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大淀町個人情報保護条例(平成18年3月大淀町条例第1号)に従って取り扱わなければならない。

3 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付申請を行ったと認める手続代行者に対して町の補助金に係る手続の代行を認めないことができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める者に対してその全額又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第13条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金交付申請者及び手続代行者に対して報告を求め、補助金交付申請について必要な指示をし、又はスズメバチの駆除作業現場の確認及び手続代行者の事務所等に立ち入り、帳簿類その他の物件を検査し、関係者に対して質問することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 町長は、この要綱の施行後5年を超えない期間ごとに、この要綱の運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。